

令和3年3月23日

令和3年3月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年3月23日(火) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	上田	昌彦
第5地区	行田	修	第6地区	谷山	正昭
第7地区	辻	清一			

5 農業委員会事務局職員(4人)

事務局長	梶	日出男	事務局次長	青木	基史
事務局長代理	松下	伸弘	職員	西本	由香

6 議事録署名委員

6番	矢頭	周	7番	西ノ坊	嘉治
----	----	---	----	-----	----

7 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

議案第2号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知

報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画に係る農地の賃借権等の合意解約届出通知

報告第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

報告第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

#### (4) 報告事項

令和2年度女性の農業委員会活動推進シンポジウムの報告

令和2年度ふるさと農業再生委員会活動報告

令和2年度都市農政対策委員会活動報告

\*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

## 7 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和3年3月定例会を開会いたします。  
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。  
始めに、一般事務に関する報告ですが、お手元の資料のとおりですので、後程お目通しをいただきたいと思います。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、議席番号6番、矢頭 周委員、並びに議席番号7番、西ノ坊 嘉治委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。  
議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。  
申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。  
事務局次長、青木君。

#### 事務局

それでは、事務局から説明いたします。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、3筆、1,513㎡について、茨木市長から農業委員会 会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

権利関係は賃借権で、10年の新規設定となっております。

借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け、転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ、同意がなされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで、氏名及び住所を記載しております。

本件対象地は本年1月定例会で説明しました、石河土地改良区が事業主体となって進めている土地改良事業区域内の農地であります。

転借人は、農事組合法人茨木おおいわであります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

#### 議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第2号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請、1件を議題といたします。

申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君

事務局

議案第2号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請、1件、1筆、738.9㎡についてでございます。

申請地の位置等については、議案第2号参考資料でご確認ください。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、農地所有者が開設者となり、特定農地貸付けにより市民農園を開設するため申請があったものです。

この特定農地貸付けとは、1、10アール未満の農地の貸付けで、相当数のものを対象として定型的な条件で行われるものであること、2、営利を目的としない農作物の栽培であること、3、貸付期間が5年を超えないこと、4、市と協定を締結していること、このような条件の農地の貸付けのことをいいます。

開設者は申請に先立ち、令和3年1月29日付けで市民農園の整備等に関する協定を、茨木市長と締結しております。

協定の主な内容は、農地の適切な管理及び運営に関する事項、周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項等でございます。

申請地は、阪急南茨木駅の北東約370mに位置し、市街化区域内にある農地であります。

市民農園の概略ですが、開設者が策定する特定農地貸付規程により、1区画当たり11.4㎡の区画を8区画、22.8㎡の区画を16区画、37.7㎡の区画を1区画、38.4㎡の区画を1区画、計26区画を予定しており、利用者の募集は、インターネット、チラシ、掲示により周知し、申込みをした者の中から先着順で選考することとなっております。

貸付期間は1年間、1区画当たり賃貸料はいずれも消費税込みで11.4㎡につき月額4,500円、22.8㎡につき月額8,000円、37.7㎡につき月額8,500円、38.4㎡につき12,500円となっております。

また、同規程には、近隣の土地への立入り、不法駐車等、近隣住民に迷惑を及ぼす行為の禁止や、他の借受者との紛争の禁止などが規定されております。

附帯設備について法律上、対象地内での施設設置は認められないことから、駐

車場及び駐輪場については、周辺の時間貸し駐車場等を利用する計画でございます。

本件につきまして、周辺農地の効率的かつ総合的な利用確保の見地からみた農園の位置及び規模、募集方法等の要件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各要件及び政省令の基準を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

以前にもお話ししましたが、この各平方メートル毎の月額は妥当ですか。何かチェックはされていますか。

議 長

事務局。

事務局

ご質問の賃貸料の件でございますが、近隣に比較できるような市民農園というのはないのですが、賃貸料については当事者同士の契約上の条件でありますので、需要と供給のバランスがとれていれば問題がないと考えております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

この場所は市街化区域ですよね。その周りには農地は存在しないのですか。もし存在した場合、農地に係る影響等、あればお聞かせください。

議 長

事務局。

事務局

周辺の状況につきましては、本日の議案参考資料を確認いただければと思います。

す。

ちょうど真ん中に今回の対象地がありまして、その周辺、白抜きのところ、ここはすべて農地でございます。

市街化区域ですので、生産緑地も多数ありますが、周辺の状況というところにつきましては、市民農園の利用者の方が作業をする上での用排水につきましては、今回開設者の方が、市と協定を締結する中で地元の方と、協議されております。

その辺は協議ができており、特段支障はないということで確認をとっております。

議 長

よろしいですか。

特定農地貸付ということで施設が作れないとか、駐車場や駐輪場を作れないということでございます。

市街化の農地ということでございますから、混乱が起きないようにということで、それだけは対策をする際に、農林課担当から伝えていただくような形でお願いできたらと思います。

議 長

他にご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、3件。

以下、報告第6号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、1件

でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。  
よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、報告事項でございますが、先般開催されました令和2年度女性の農業委員会活動推進シンポジウムにつきまして、大川委員及び久保委員からそれぞれ報告をお願いいたします。

議 長

大川委員。

大川委員

コロナ禍で、ズームでの参加ということで、市役所の方で見させていただきました。基調講演と、あと事例報告二つ、全部で三つでした。

基調講演の方は、人農地プランの実質化というのか、それを進めるためにどうするのかというような講演でして、とても参考になりました。

女性委員の集会でしたが、男性の農業者も行政の方も、JAや農業関係の方も一緒に、ぜひ見ていただけたらいいなと思うようなものでした。

地域での話合いとか、楽しく行きたくなるようなものを考えて欲しいとか、色々言われていました。

それで、あと二つの事例が女性のための講習会かなと思うのですが、女性が地域で、集落営農の中で、祖父母とか子供とか全部巻き込んで、学校給食なんかに入れる野菜なんかを作ったという話と、もう一つは、女性委員を農業委員会の3分の1まで、つまり19人のうち6人で、30%まで、いろんなところに働きかけて、先行していったという話で、働きかけないとなかなか難しいのかなと思いました。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、久保委員。

久保委員

初めてのオンラインの参加ということで、各自でも良かったのですが、市の方の厚意で大川さんと2人で、同じ部屋で参加させていただきました。

内容は大川さんが言われた通りだったのですが、女性の方とそういう話を色々することがなかったので、とても良かったと思います。情報交換もできて、大川委員がごまで、皆に学校給食とか国産で、茨木産でしたいっていう思いとかを聞かせていただいて、考えがよくわかって、とてもいい情報交換の場だったと思います。

議 長

ありがとうございます。

両委員におかれましては、今回のシンポジウムで得られました知識を、今後の委員活動に活かしていただきたいと思います。ご苦労様でございました。

議 長

次に令和2年度ふるさと農業再生委員会の活動内容につきまして、大西委員長から報告願います。

大西委員長

令和2年度ふるさと農業再生委員会の活動について、ご報告申し上げます。

令和2年度ふるさと農業再生委員会活動報告書をご覧ください。

まず、遊休農地調査の実施については、従前から取り組んでおります荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に基づき、各委員が9月から10月にかけて担当地区の農地をパトロールし、利用状況調査を実施致しました。

調査結果を踏まえ、各委員から現地調査における各地区の現状、取組、改善指導について報告を受け、今後の荒廃農地の解消に向けた意見交換、検討を行いました。

令和2年度の荒廃農地の解消実績は、見山地区が、1筆、2,056㎡、清溪地区が、2筆、2,458㎡、豊川地区が、1筆、673㎡、合計しますと4筆、5,187㎡でございます。

委員会では、各委員からの状況報告と調査結果を踏まえ、文書にて遊休農地所有者22名に対し、利用意向調査を行いました。

なお今年度は、会議を令和2年9月8日、11月10日と開催いたしましたが、それ以降は新型コロナウイルスの影響で緊急事態宣言が発出、また期間が延長されましたことにより、開催を中止致しました。

報告は、以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、令和2年度都市農政対策委員会の活動内容につきまして、矢頭委員長から報告願います。

矢頭委員長

令和2年度都市農政対策委員会の活動について、ご報告申し上げます。

令和2年度都市農政対策委員会活動報告書をご覧ください。

まず1つ目、遊休農地パトロールの実施について、昨年9月30日、委員等による事前調査を基に遊休農地の所在地一覧表を整理し、全71筆のうち地区担当委員等から報告のあった9筆を巡回し、遊休農地判定を行いました。

また当日、巡回できなかつた農地について、委員等が事前に撮影した写真により、それぞれ判定を行いました。

判定結果は、A判定が11筆、8,771㎡、B判定が33筆、20,934㎡、C判定が27筆、16,472㎡、合計71筆、46,177㎡となっております。

判定結果をもとに、C判定の遊休農地を2種類に分類しました。

市街化調整区域内農地及び生産緑地には営農再開を、生産緑地以外の市街化区域内農地には保安全管理を行うよう、農地所有者16人に対し、令和2年11月19日付けで文書を発送し、指導を行いました。

その結果、前年度と比べ改善された農地がCからBが13筆、新規に発生した遊休農地が6筆ありました。

2つ目、その他活動内容ですが、令和2年度中開催を予定しておりました令和2年5月20日、令和3年2月17日につきましては、新型コロナウイルスの影響で緊急事態宣言が発出、また期間が延長されました関係により開催を中止し、令和2年8月27日、11月25日の2回、会議を開催致しました。

報告は、以上でございます。

議長

ありがとうございました。

両委員会におかれましては、熱心に取り組んでいただき、ご苦労さまでございます。

引き続き、ご尽力賜りますようお願いいたします。

議長

以上、本日の案件は全て議了致しました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、委員総会に向けまして運営協議会を、4月15日、木曜日、午後1時30分から本館6階第1会議室で開催いたします。

次に来月の定例会でございますが、4月20日、火曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

また令和3年度委員総会でございますが、4月27日、火曜日、午後1時30分から、南館8階中会議室で開催いたします。

議長

それでは、これをもちまして令和3年3月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月23日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

(署名済み)

---

署 名 委 員

(署名済み)

---

署 名 委 員

(署名済み)

---